

掲示用

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年5月29日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	松木茂盛
同	高野正晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 定期監査（中・後期）（28監査第241号）

指摘事項		当初措置状況 (29年度)	平成30年度の措置状況	担当課
2 収入事務 (3) 債権管理を適正に行うべきもの	国民健康保険資格喪失に伴う医療費返納金、児童扶養手当返納金及び保育料について、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に規定された督促手数料及び延滞金を徴収していなかった。また、下水道使用料、し尿処理手数料及び保育所利用者負担金については延滞金を徴収していなかった。 法令等に基づき、適正に徴収されたい。	保育料に対する督促手数料及び延滞金、保育所利用者負担金に対する延滞金については、平成28年度滞納整理マニュアルを作成し、現在詳細規程等を準備している。準備ができ次第、条例等に基づき徴収等を実施する。 H29. 6. 5	保育料に対する督促手数料及び延滞金、保育所利用者負担金に対する延滞金については、詳細規程のほか、徴収システムの改修が必要であることから、その準備を進めている。	保育・幼稚園課
2 収入事務 (3) 債権管理を適正に行うべきもの	国民健康保険資格喪失に伴う医療費返納金、児童扶養手当返納金及び保育料について、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に規定された督促手数料及び延滞金を徴収していなかった。また、下水道使用料、し尿処理手数料及び保育所利用者負担金については延滞金を徴収していなかった。 法令等に基づき、適正に徴収されたい。	し尿処理手数料に対する延滞金については、適正に徴収するよう「し尿処理手数料の滞納者に対する事務処理要領」の見直しに着手した。 H29. 6. 5	平成31年度第1期分から延滞金の対象とする。	生活環境課
2 収入事務 (3) 債権管理を適正に行うべきもの	国民健康保険資格喪失に伴う医療費返納金、児童扶養手当返納金及び保育料について、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に規定された督促手数料及び延滞金を徴収していなかった。また、下水道使用料、し尿処理手数料及び保育所利用者負担金については延滞金を徴収していなかった。 法令等に基づき、適正に徴収されたい。	下水道使用料については、1件あたりの請求額が比較的少額であり延滞金が発生するのは、一部の長期滞納者に限られる。延滞金を賦課することにより、使用料の回収が遅れるため、今のところ徴収はしていない。延滞金徴収の検討にあたり、他自治体の状況を調査したところ、本市と同様の理由から実際に徴収を行っているのは中核市48市中2市だけであることが判明した。他自治体の研究とともに、料金システムによる対象者の把握やシステム改修にかかる費用の算出、関係例規の見直し等に着手した。 H29. 6. 5	下水道使用料の延滞金については、例規の整備等、適切な債権管理に向けて検討を進めているところである。 本年度は他都市の例規内容等の研究を行うとともに、システム改修費や延滞金徴収に伴う徴収事務委託料などの費用について検討を行った。	営業課
2 収入事務 (3) 債権管理を適正に行うべきもの	生活保護費返還金について、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に規定された督促手数料及び延滞金を徴収していなかった。また、平成25年度包括外部監査での指摘に対し、同条例第6条による減免規定を整備するとされていたが、整備されていなかった。 条例に基づき、債権管理を適正に行われたい。	生活保護返還金に伴う延滞金等については、包括外部監査での指摘に基づき減免規定の整備を行うべく、関係課との調整、他市の状況等を含めた検討を行い、要綱を定める。 H29. 6. 5	生活保護返還金に伴う延滞金等については、包括外部監査での指摘に基づき、延滞金の減免について要領等の整備を検討すべく、他の中核市等の情報収集・状況把握に着手した。	生活支援課
3 支出事務 (4) 補助金の交付申請に必要な書類について検討すべきもの	生ごみ自家処理機の購入費補助金について、申請に必要な書類は生ごみ自家処理機の購入に係る領収書の写しとされているが、別人が申請する等不正に申請されるリスクが想定されるため、不正申請が起こらないよう、領収書原本の添付など交付申請に必要な書類について検討されたい。 (生活環境課)	生ごみ自家処理機の購入費補助金について、交付申請時の添付書類として写しを求めているが、別人が不正使用するリスクを防ぐため書類と処理方法を見直し、市民周知と事務処理に要する期間を考慮し、平成30年度当初実施を目指して検討を進める。 H29. 6. 5	平成28年度監査以降の検討経過として、原本照合などの検討を進める中で、本市が実施している物品購入や施設設置にかかる補助金について調べたところ、領収書の写しを確認書類としていることから、本補助金に限って、原本確認を求める必要性は薄い」との結論に至った。万が一、不正が発覚した場合は、長野市補助金等交付規則第13条第1項第1号に基づき交付決定を取り消し、同規則第14条第1項により補助金の返還を命ずることとする。	生活環境課
4 契約事務 (1) 契約締結事務を適正に行うべきもの	長野市契約規則第28条では、随意契約の相手方は、特別な場合を除き、有資格者名簿に登録された者のうちから定めなければならないとされているが、例外として、長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱第12第2項に該当する場合は有資格者名簿によらないで契約の相手方を選定することができる。大岡支所・大岡基幹集落センター、戸隠支所前公衆トイレ、松代公民館清野分館外2分館及び大岡公民館の清掃業務委託契約において、同要綱の規定に該当しないにもかかわらず、有資格者名簿に登録のない者を選定し、契約していた。規則等に基づき、適正な契約事務をされたい。	契約締結事務を適正に行うべきものについては、衛生センターが所管・維持管理している戸隠支所前公衆トイレは、旧戸隠村から承継したトイレであり、清掃委託も同様にトイレの供用開始から作業を行っていた地元グループへ、随意契約により委託しているものである。 この契約においては、施設の近隣に居住または拠点があり効率的で故障時等の対応が早いこと、また、交通費等の面からも、市内の清掃専門業者より著しく安価で契約できる見込みであることが理由であり、長野市契約規則第28条の「特別な場合」を適用し、契約していたものである。 今回の指摘を受け、長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱の規定を、担当する職員全員が改めて確認するとともに、登録外の受注者に対し、入札参加資格者名簿へ登録するための要綱等の周知を図る。また、今後は、入札参加資格者名簿に登録された者と契約することで改善する。 H29. 6. 5	平成29年度、長野市物品等供給契約の競争入札参加者資格に関する要綱等を全担当職員で確認し、業務委託している登録外業者に入札参加資格者名簿への登録依頼を行ったが、手続きの煩雑等により登録しない業者（受注者）があった。現状の中山間地域における清掃業務委託可能な登録業者は、少数のNPO法人及び個人等であり、かつ清掃場所の近隣に拠点を設けている事業者である。他の登録業者から見積もりを徴したが、予算金額を大きく超えたことから登録業者への業務委託は難しい。引き続き登録業者と契約すべく努めるが、場合により登録外業者と契約が必要である。また、今後も入札参加資格者名簿登録の周知に努め、登録依頼を行っていく。	衛生センター

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 定期監査（中・後期）（28監査第241号）

	指摘事項	当初措置状況 (29年度)	平成30年度の措置状況	担当課
4 契約事務 (1) 契約締結事務を適正に行うべきもの	庁用車及び除雪車の賃借料について、前金払で契約し、また支払いが行われていた事例があった。前金払をすることができるものは、地方自治法施行令第163条及び長野市財務規則第66条に掲げられた経費とされており、これには該当しないものであった。 法令等に基づき、適正な事務執行をされたい。	除雪機の賃借料の前金払については、前金払のできる経費についての認識不足により生じたものである。職員に対して、法令等に基づく適正な事務処理の周知を徹底するとともに、平成29年度から、後払いとする契約に改めることで改善を図る。 H29. 6. 5	平成29年度から後払いとする契約に改めた。	長野市保健所総務課
4 契約事務 (1) 契約締結事務を適正に行うべきもの	受益者負担金収納システム処理業務委託について、業務完了後に数量が確定するが、見込み処理件数から算出した総額で契約していた。 年度により処理件数が変動するものについては、処理件数に基づき支払いがなされる単価契約の方法を検討されたい。	平成29年度から、実績数量に応じて対価を支払う単価契約に変更する。 H29. 6. 5	平成29年度より帳票等について実数に応じて支払う契約方法に変更した。	営業課
6 その他の事務 (2) 法外援護旅費の取扱を明確にすべきもの	法外援護旅費については、赤い羽根共同募金配分金を原資に、長野市社会福祉協議会から毎年度現金を受領し支給している。 法外援護旅費の支給については条例等の明確な規定がなく、また市が業務を行う根拠も不明確なことから、長野市社会福祉協議会との間での事業の位置づけを明確にし、適切な事務を行われたい。	法外援護旅費については、赤い羽根共同募金配分金を原資としているものの、市の事業か社会福祉協議会の事業であるか従来から明確にされていなかった。 社会福祉協議会とも協議して、他の福祉事務所の状況も含めてどのような位置づけをしていくか検討を行うこととした。 H29. 6. 5	法外援護旅費については、赤い羽根共同募金配分金を原資としているものの、市の事業か社会福祉協議会の事業であるか従来から明確にされていなかった。 社会福祉協議会とも協議して、他福祉事務所の状況も含めてどのような位置づけをしていくか話し合いをしている。	生活支援課
第5 意見 (3) 債権管理について	債権管理について、所属内に専任の徴収担当部門が設置されていないところでは、通常業務に加えて債権回収に係る業務を行っており、勤務の長時間化や職員の認識不足から、滞納整理要領等が整備されていても要領等に沿った事務が行われていない状況が散見された。債権管理に当たって特に注意を要する3点について意見を申し上げる。 ① 後期で監査した児童扶養手当返納金、し尿処理手数料（非強制徴収公債権）及び水道料金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（私債権）については、一般的には督促後も納付されない場合には、催告状の送付や電話催告、訪問徴収を行い、それでも納付に応じない場合には強制執行等に移行しなければならない。しかし強制執行等の措置を取る時期等については明確な規定がないため、電話催告、訪問徴収までは行われているが、抽出した個々のケースでは強制執行等に移行しているものはなかった。債権額が少額（債権額が費用を下回る）のものを除き、全庁的に強制執行等を行うための統一基準、手続き等の作成について検討する必要がある。 また、下水道使用料、保育料等（強制徴収公債権）については督促、催告に応じない場合は直接市が滞納処分を行うことになるため、専門的なノウハウのある所属と連携し、債権管理体制を強化されたい。 ② 平成27年度に不納欠損されたものについて、これまでの滞納整理状況を抽出で確認したところ、定期的に催告状を送付しているものの、訪問徴収等を行わず時効となっていたものが多数見られた。直接折衝により一部納付に導くことで時効の中断もあり得ることから、適切な債権管理に努め、必要な滞納整理が行われないまま不納欠損とすることがないように注意されたい。 ③ 延滞金については、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき徴収することとされている複数の債権において徴収されていなかった（5ページ(3)ウ参照）。延滞金は、納期限内に納付した者との公平性を確保し、期限内納付を促進することにつながることから厳格な事務処理がされなければならない。条例では市長が必要があると認める場合（経済的困窮等）は減免することができることから、必要なものについては減免規定を整備するなど、条例等に基づいた適切な事務処理を徹底されたい。 このように未収金については、利用者負担の公平性の観点から更なる対策の強化が求められる。督促や納付誓約書の徴取、一部納付等による時効の中断、法的措置を前提とした催告など実効性のある徴収方法の適時実施に努めるとともに、各部局間の連携を図りながら全庁的な債権の管理・指導体制の構築について検討されたい。 (国民健康保険課) (子育て支援課) (保育・幼稚園課) (生活環境課) (営業課)	国民健康保険資格喪失に伴う医療費返納金については、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づく徴収ができるよう、本年度中の実施を目指す。そのための準備として以下の2点を実施し、改善していく。 1 担当職員（係長）の知識向上を目指し、債権管理事務研修（長野市町村職員研修センターにて平成29年5月9・10日開催）に参加予定。 2 現在の問題点として、返納金、督促手数料、延滞金がそれぞれ別の調定番号であることから、財務会計システムで納付書を作成すると、3枚の納付書が発行されてしまい、債務者に対して混乱を招くことになりかねない。そのため、他課の事例を参考にしながら、納付書を1枚にまとめて発行できるシステムを考案する必要がある。 H29. 6. 5	平成29年度に作成した「長野市国民健康保険診療報酬等返納金徴収取扱要領」及び「返納金業務マニュアル」に基づき、平成30年度以降に新たに発生した滞納に係る督促手数料、延滞金を徴収している。	国民健康保険課

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 定期監査（中・後期）（28監査第241号）

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	平成30年度の措置状況	担当課	
<p>第5 意見 (3) 債権管理について</p>	<p>債権管理について、所属内に専任の徴収担当部門が設置されていないところでは、通常業務に加えて債権回収に係る業務を行っており、勤務の長時間化や職員の認識不足から、滞納整理要領等が整備されていても要領等に沿った事務が行われていない状況が散見された。債権管理に当たって特に注意を要する3点について意見を申し上げる。</p> <p>① 後期で監査した児童扶養手当返納金、し尿処理手数料（非強制徴収公債権）及び水道料金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（私債権）については、一般的には督促後も納付されない場合には、催告状の送付や電話催告、訪問徴収を行い、それでも納付に応じない場合には強制執行等に移行しなければならない。しかし強制執行等の措置を取る時期等については明確な規定がないため、電話催告、訪問徴収までは行われているが、抽出した個々のケースでは強制執行等に移行しているものはなかった。債権額が少額（債権額が費用を下回る）のものを除き、全庁的に強制執行等を行うための統一基準、手続き等の作成について検討する必要がある。</p> <p>また、下水道使用料、保育料等（強制徴収公債権）については督促、催告に応じない場合は直接市が滞納処分を行うことになるため、専門的なノウハウのある所属と連携し、債権管理体制を強化されたい。</p> <p>② 平成27年度に不納欠損されたものについて、これまでの滞納整理状況を抽出で確認したところ、定期的に催告状を送付しているものの、訪問徴収等を行わず時効となっていたものが多数見られた。直接折衝により一部納付に導くことで時効の中断もあり得ることから、適切な債権管理に努め、必要な滞納整理が行われないまま不納欠損とすることがないように注意されたい。</p> <p>③ 延滞金については、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき徴収することとされている複数の債権において徴収されていなかった（5ページ(3)ウ参照）。延滞金は、納期限内に納付した者との公平性を確保し、期限内納付を促進することにつながることから厳格な事務処理がされなければならない。条例では市長が必要があると認める場合（経済的困窮等）は減免することができることとされていることから、必要なものについては減免規定を整備するなど、条例等に基づいた適切な事務処理を徹底されたい。</p> <p>このように未収金については、利用者負担の公平性の観点から更なる対策の強化が求められる。督促や納付誓約書の徴収、一部納付等による時効の中断、法的措置を前提とした催告など実効性のある徴収方法の適時実施に努めるとともに、各部局間の連携を図りながら全庁的な債権の管理・指導体制の構築について検討されたい。</p> <p>(国民健康保険課) (子育て支援課) (保育・幼稚園課) (生活環境課) (営業課)</p>	<p>児童扶養手当返納金及び母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の強制執行については、本債務者は経済的困窮世帯であるため、資力の把握に努めるとともに適切な対応をしていきたい。</p> <p>児童扶養手当返納金の訪問徴収については、「児童扶養手当過誤払返還金管理事務フロー」を作成したため、これに準じて適切に対応していく。</p> <p>児童扶養手当返納金の延滞金については、「長野市児童扶養手当過誤払返還金事務取扱要領」に規定し、免除規程を設け改善を図った。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金については、今後も引き続き、同様な私債権の回収について課題を抱えている庁内各課の動向を注視していく。</p> <p>H29. 6. 5</p>	<p>強制執行等を行うための全庁的な統一基準、手続き等の作成については、今後も引き続き、同じ課題を抱えている庁内各課の動向を注視していく。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>第5 意見 (3) 債権管理について</p>	<p>債権管理について、所属内に専任の徴収担当部門が設置されていないところでは、通常業務に加えて債権回収に係る業務を行っており、勤務の長時間化や職員の認識不足から、滞納整理要領等が整備されていても要領等に沿った事務が行われていない状況が散見された。債権管理に当たって特に注意を要する3点について意見を申し上げる。</p> <p>① 後期で監査した児童扶養手当返納金、し尿処理手数料（非強制徴収公債権）及び水道料金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（私債権）については、一般的には督促後も納付されない場合には、催告状の送付や電話催告、訪問徴収を行い、それでも納付に応じない場合には強制執行等に移行しなければならない。しかし強制執行等の措置を取る時期等については明確な規定がないため、電話催告、訪問徴収までは行われているが、抽出した個々のケースでは強制執行等に移行しているものはなかった。債権額が少額（債権額が費用を下回る）のものを除き、全庁的に強制執行等を行うための統一基準、手続き等の作成について検討する必要がある。</p> <p>また、下水道使用料、保育料等（強制徴収公債権）については督促、催告に応じない場合は直接市が滞納処分を行うことになるため、専門的なノウハウのある所属と連携し、債権管理体制を強化されたい。</p> <p>② 平成27年度に不納欠損されたものについて、これまでの滞納整理状況を抽出で確認したところ、定期的に催告状を送付しているものの、訪問徴収等を行わず時効となっていたものが多数見られた。直接折衝により一部納付に導くことで時効の中断もあり得ることから、適切な債権管理に努め、必要な滞納整理が行われないまま不納欠損とすることがないように注意されたい。</p> <p>③ 延滞金については、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき徴収することとされている複数の債権において徴収されていなかった（5ページ(3)ウ参照）。延滞金は、納期限内に納付した者との公平性を確保し、期限内納付を促進することにつながることから厳格な事務処理がされなければならない。条例では市長が必要があると認める場合（経済的困窮等）は減免することができることとされていることから、必要なものについては減免規定を整備するなど、条例等に基づいた適切な事務処理を徹底されたい。</p> <p>このように未収金については、利用者負担の公平性の観点から更なる対策の強化が求められる。督促や納付誓約書の徴収、一部納付等による時効の中断、法的措置を前提とした催告など実効性のある徴収方法の適時実施に努めるとともに、各部局間の連携を図りながら全庁的な債権の管理・指導体制の構築について検討されたい。</p> <p>(国民健康保険課) (子育て支援課) (保育・幼稚園課) (生活環境課) (営業課)</p>	<p>保育料等については、専門的なノウハウのある所属に協力を依頼し職員の研修等を行うほか、人員要求、条例改正など滞納処分が可能な環境整備を進める。</p> <p>保育料に対する督促手数料及び延滞金、保育所利用者負担金に対する延滞金については、平成28年度滞納整理マニュアルを作成し、現在詳細規程等を準備している。準備ができ次第、条例等に基づき徴収等を実施する。</p> <p>H29. 6. 5</p>	<p>保育料等については、庁内法規部門に条例等の改正について相談をしているところである。滞納処分の実施にあたっては、準備として収納課などノウハウのある所属から様式の提供を受け準備を進めているところである。</p>	<p>保育・幼稚園課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 定期監査（中・後期）（28監査第241号）

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	平成30年度の措置状況	担当課	
<p>第5 意見 (3) 債権管理について</p>	<p>債権管理について、所属内に専任の徴収担当部門が設置されていないところでは、通常業務に加えて債権回収に係る業務を行っており、勤務の長時間化や職員の認識不足から、滞納整理要領等が整備されていても要領等に沿った事務が行われていない状況が散見された。債権管理に当たって特に注意を要する3点について意見を申し上げる。</p> <p>① 後期で監査した児童扶養手当返納金、し尿処理手数料（非強制徴収公債権）及び水道料金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（私債権）については、一般的には督促後も納付されない場合には、催告状の送付や電話催告、訪問徴収を行い、それでも納付に応じない場合には強制執行等に移行しなければならない。しかし強制執行等の措置を取る時期等については明確な規定がないため、電話催告、訪問徴収までは行われているが、抽出した個々のケースでは強制執行等に移行しているものはなかった。債権額が少額（債権額が費用を下回る）のものを除き、全庁的に強制執行等を行うための統一基準、手続き等の作成について検討する必要がある。</p> <p>また、下水道使用料、保育料等（強制徴収公債権）については督促、催告に応じない場合は直接市が滞納処分を行うことになるため、専門的なノウハウのある所属と連携し、債権管理体制を強化されたい。</p> <p>② 平成27年度に不納欠損されたものについて、これまでの滞納整理状況を抽出で確認したところ、定期的に催告状を送付しているものの、訪問徴収等を行わず時効となっていたものが多数見られた。直接折衝により一部納付に導くことで時効の中断もあり得ることから、適切な債権管理に努め、必要な滞納整理が行われないまま不納欠損とすることがないように注意されたい。</p> <p>③ 延滞金については、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき徴収することとされている複数の債権において徴収されていなかった（5ページ(3)ウ参照）。延滞金は、納期限内に納付した者との公平性を確保し、期限内納付を促進することにつながることから厳格な事務処理がされなければならない。条例では市長が必要であると認める場合（経済的困窮等）は減免することができることから、必要なものについては減免規定を整備するなど、条例等に基づいた適切な事務処理を徹底されたい。</p> <p>このように未収金については、利用者負担の公平性の観点から更なる対策の強化が求められる。督促や納付誓約書の徴収、一部納付等による時効の中断、法的措置を前提とした催告など実効性のある徴収方法の適時実施に努めるとともに、各部局間の連携を図りながら全庁的な債権の管理・指導体制の構築について検討されたい。</p> <p>(国民健康保険課) (子育て支援課) (保育・幼稚園課) (生活環境課) (営業課)</p>	<p>し尿処理手数料について強制執行等に移行していないことについては、未納付となっているものの多くは少額であるが、他の所属との連携を図りながら、強制執行等を行うための検討を進めてまいりたい。</p> <p>し尿処理手数料の未納者に対しては、催告状発送に合わせ電話及び訪問催告を実施した上で、くみ取り停止措置を行うこととしている。未納者が納付の意思を示しているものの一括納付が難しい場合、分納誓約書を徴収しており、現状のとおり滞納整理を行っている。</p> <p>し尿処理手数料に対する延滞金については、適正に徴収するよう「し尿処理手数料の滞納者に対する事務処理要領」の見直しに着手した。</p> <p>H29. 6. 5</p>	<p>平成31年度第1期分から延滞金の対象とする。</p>	<p>生活環境課</p>
<p>第5 意見 (3) 債権管理について</p>	<p>債権管理について、所属内に専任の徴収担当部門が設置されていないところでは、通常業務に加えて債権回収に係る業務を行っており、勤務の長時間化や職員の認識不足から、滞納整理要領等が整備されていても要領等に沿った事務が行われていない状況が散見された。債権管理に当たって特に注意を要する3点について意見を申し上げる。</p> <p>① 後期で監査した児童扶養手当返納金、し尿処理手数料（非強制徴収公債権）及び水道料金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（私債権）については、一般的には督促後も納付されない場合には、催告状の送付や電話催告、訪問徴収を行い、それでも納付に応じない場合には強制執行等に移行しなければならない。しかし強制執行等の措置を取る時期等については明確な規定がないため、電話催告、訪問徴収までは行われているが、抽出した個々のケースでは強制執行等に移行しているものはなかった。債権額が少額（債権額が費用を下回る）のものを除き、全庁的に強制執行等を行うための統一基準、手続き等の作成について検討する必要がある。</p> <p>また、下水道使用料、保育料等（強制徴収公債権）については督促、催告に応じない場合は直接市が滞納処分を行うことになるため、専門的なノウハウのある所属と連携し、債権管理体制を強化されたい。</p> <p>② 平成27年度に不納欠損されたものについて、これまでの滞納整理状況を抽出で確認したところ、定期的に催告状を送付しているものの、訪問徴収等を行わず時効となっていたものが多数見られた。直接折衝により一部納付に導くことで時効の中断もあり得ることから、適切な債権管理に努め、必要な滞納整理が行われないまま不納欠損とすることがないように注意されたい。</p> <p>③ 延滞金については、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき徴収することとされている複数の債権において徴収されていなかった（5ページ(3)ウ参照）。延滞金は、納期限内に納付した者との公平性を確保し、期限内納付を促進することにつながることから厳格な事務処理がされなければならない。条例では市長が必要であると認める場合（経済的困窮等）は減免することができることから、必要なものについては減免規定を整備するなど、条例等に基づいた適切な事務処理を徹底されたい。</p> <p>このように未収金については、利用者負担の公平性の観点から更なる対策の強化が求められる。督促や納付誓約書の徴収、一部納付等による時効の中断、法的措置を前提とした催告など実効性のある徴収方法の適時実施に努めるとともに、各部局間の連携を図りながら全庁的な債権の管理・指導体制の構築について検討されたい。</p> <p>(国民健康保険課) (子育て支援課) (保育・幼稚園課) (生活環境課) (営業課)</p>	<p>水道料金については、他都市の運用を参考に非強制徴収公債権や私債権を扱う所属との連携を図りながら、法的手続きを含めた滞納整理の手順を定める。</p> <p>また、下水道使用料の滞納処分については、引き続き取納課と連携を図りながら対応するとともに、下水道使用料滞納整理事務取扱要領等により滞納整理を進める。</p> <p>下水道使用料については、1件あたりの請求額が比較的少額であり延滞金が発生するのは、一部の長期滞納者に限られる。延滞金を賦課することにより、使用料の回収が遅れるため、今のところ徴収はしていない。</p> <p>延滞金徴収の検討にあたり、他自治体の状況を調査したところ、本市と同様の理由から実際に徴収を行っているのは中核市48市中2市だけであることが判明した。</p> <p>他自治体の研究とともに、料金システムによる対象者の把握やシステム改修にかかる費用の算出、関係例規の見直し等に着手した。</p> <p>H29. 6. 5</p>	<p>下水道使用料の延滞金については、例規の整備等、適切な債権管理に向けて検討を進めているところである。</p> <p>本年度は他都市の例規内容等の研究を行うとともに、システム改修費や延滞金徴収に伴う徴収事務委託料などの費用について検討を行った。</p>	<p>営業課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 定期監査（中・後期）（28監査第241号）

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	平成30年度の措置状況	担当課
<p>第5 意見 (4) 適正な事務の執行について</p>	<p>定期監査では、一部に例年同様の指摘が繰り返されており、また、市税、介護保険料等においては、賦課誤りなどのミスが発生している状況が見られた。これまで個々のミスを全庁的な問題として捉えていなかったこと、職員の認識が希薄で、自律的改善や所属内でのチェック体制が十分に機能していなかったことが一因である。 本市においても、それらの重要性を職員一人一人が再認識するとともに、実効性が発揮されるよう内部統制の充実に努められたい。 行政が担う事務は複雑・多様化し、更に事務処理に一層の正確さと迅速さが求められる中で、職員数の減少による負荷が増大するなど、業務におけるリスクの拡大が懸念されている。そのリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を担保する体制の整備を早急に進める必要がある。そのため、事務等の執行が法令に基づき適正に行われることを確保するためのチェック体制の強化とともに、不正や業務上のミスなどを未然に防止し、起こってしまった場合でも迅速かつ適切に対処できる体制の構築に全庁挙げて取り組まれたい。 なお、内部統制の強化等については、地方自治法の改正が予定されている。</p>	<p>適正な事務の執行については、事務担当者会議において、注意喚起を図るほか、各所属においては事務処理ミス等防止対策の話し合いを職場研修として実施することとしている。 また、リスク管理意識を維持するため、職場研修推進委員への研修においても継続的に説明を行う予定である。 平成29年7月には、副市長をトップとした事務処理適正化対策委員会を発足させ、事案に対する具体的な対策を講じている。 なお、地方自治法の改正による内部統制については、検討していく。（30庶第114号H30.6.4）</p>	<p>地方自治法の改正による内部統制については、国の情報や他市の動向等を参考に検討していく。</p> <p>庶務課、職員課、職員研修所、行政管理課</p>
<p>行政監査の視点での監査について 福祉政策課福祉監査室が行う社会福祉法人等に対する指導監査事務について</p>	<p>是正改善事項の中には、利用者の安全にかかわる事項もあることから、是正改善報告書の受理に当たっては、改善状況の確認できる書類等の添付を徹底させるとともに、早急に是正改善が必要な事項については適時適切な確認と強力な指導を行われたい。 また、是正改善がなされず同じ指摘事項が複数年にわたり続いているものや指摘事項が多い法人等に対しては、事業の所管課とも連携しながら早期改善を図られるよう指導し、利用者が安心して適正なサービスを受ける環境が確保されるよう、適正な指導監査の実施に努められたい。 また、指導監査結果の公表について、現在、ホームページで指導監査の概況（実施状況、指摘事項、指摘件数等）のみを公表しているが、利用者への情報提供、社会福祉法人等の健全な運営の促進及びサービスの質の向上の観点から、法人(施設)ごとの監査結果の公表について検討されたい。</p>	<p>是正改善状況報告書の受理に当たっては、改善状況の確認できる書類等の添付を徹底した。（平成29年4月） 今後、利用者の安全に係る指摘を行った場合は、改善状況報告書の提出を待たずに、その改善状況について現地確認又は写真等の提出により確認を行うほか、必要により事業の所管課からの改善指導を促し、早期改善を徹底する。（平成29年4月） 指摘事項が多い、または同じ指摘事項が複数年にわたり続く法人等に対する指導方法として、法令、運営基準等を再確認し、適切な運営が行えるよう、指導監査において自己点検を取り入れる。（平成29年4月） 指導監査結果の公表について、利用者の選択、法人等の適切な運営に資することを目的として、法令等に基づき検討する。（平成29年度） H29.6.5</p>	<p>指導監査の目的、指導監査結果を法人（施設）ごとに公表した場合に想定される法的な問題点、社会福祉法人及び社会福祉施設等を所管する関係課の意見を踏まえ、法人（施設）ごとの公表は行わず、現在の指導監査結果の公表方法について見直しを行ない、施設種別ごとの指摘事項の内容や傾向を、きめ細かく、わかりやすく記載して、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、指摘事項の速やかな是正改善と施設等の適正な運営を促すとともに、施設利用者が適切な福祉サービスの提供を受けるための情報提供の充実に資するよう検討中。平成31年度に実施予定。</p> <p>福祉政策課</p>